

## 千葉県情報公開条例の一部を改正する条例（案）の概要

## 1 改正理由

個人情報保護法の改正により、令和5年4月から個人情報保護法が地方公共団体に適用されることに伴い、行政文書の定義について、個人情報保護法と同様の規定となるよう改正を行うものです。

## 2 主な改正内容

現行の情報公開条例では、「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。

このうち、「文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、規則で定めるもの」が行政文書から除かれていますが、これについても行政文書に含めるものとします。

## (参考)

現行条例	現行規則
<p>千葉県情報公開条例</p> <p>(定義)            第二条 (略)            2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。</p> <p>一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>二 県の文書館、博物館その他の規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p> <p><u>三 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、規則で定めるもの</u></p>	<p>千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則</p> <p><u>(行政文書から除く電磁的記録)</u>  <u>第三条 条例第二条第二項第三号に規定する規則で定める電磁的記録は、次の各号に掲げる電磁的記録とする。</u></p> <p><u>一 会議その他これに類するものの記録を作成するために録音等をした録音テープ等の電磁的記録</u></p> <p><u>二 データ処理等の作業のために作成した磁気ディスク等の電磁的記録</u></p>